

<月次支援金 事前確認事項>

事前確認の実施日：2021 年 月 日 ※必ず申請者又は委任者に対して対面・電話等で行う。

事業形態：該当に

法人 個人事業主（事業所得） 個人事業主（主たる収入が雑収入・給与所得）

申請希望者の情報（取得されていない場合、先にアカウント発行手続きをお客様へ案内）

・申請ID：_____

・電話番号：_____

【法人の場合】

・法人名：_____

・法人番号：_____

【個人事業者の場合】

・氏名：_____

・生年月日：_____年 月 日

◆以下申請希望者が給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを確認するための質問です。
確認できたら問いの後ろに

Q1

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか？

Q2

前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少したとしても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、月次支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか？

（補足）

・月次支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であることに加えて、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が 50%以上減少している場合は、給付要件を満たしません。

<一時支援金 事前確認事項>

Q3 □

事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、月次支援金の給付対象ではないことを認識していますか？

Q4 □

月次支援金の給付を受けた場合、「2019 年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には 7 年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識していますか？

Q5 □

「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識していますか？

Q6 □

今後、事業を継続する意思がない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識していますか？

Q7 □

代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署しましたか？

Q8 □

一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、いずれかの申請が不給付となった場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどすることを認識していますか？

Q9 □

月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識していますか？

申請希望者に「誤りなく正しく申請するため、申請前に、経済産業省のホームページに掲載されている『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』という資料を必ず全て読んでください。」とお伝えください。

<一時支援金 事前確認事項>

※対面の場合は下のリンクをプリントアウトしたものをお渡してください。

リンクはこちら

⇒ [『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』](#)

以上で事前確認は終了です。

【確認終了後】

- ・確認が終了しましたら速やかに「事前確認」入力フォームに転記・送信し確認を終了してください。
- ・経営企画室にて順次月次支援金事務局へ申請を行います